

令和7年度 大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業募集要領

大阪府では、森林環境税※を活用して、多くの府民等、不特定多数の人が集まる駅前広場等において、緑の有する公益的機能を活かし、暑熱環境の改善に取り組む「大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業」の補助対象事業を募集します。

※「大阪府森林及び都市の緑の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る個人の府民税の税率の特例に関する条例」に基づく財源です。

1 募集する事業の内容

(1) 事業名

大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業（以下、「猛暑対策事業」という。）

(2) 事業の趣旨・目的

大阪府においては、地球温暖化による気温の上昇だけでなく、都市化に伴うヒートアイランド現象による気温の上昇が加わり、暑熱環境が悪化しています。その結果、熱中症患者数が急激に増加するなど、府民の健康に大きな影響が及んでいるため、屋外空間における暑熱環境を改善する取組みの一環として、猛暑対策事業に取り組みます。

2 補助内容

補助金額・補助率については、以下のとおりとします。

1 事業箇所あたり事業者への補助金額は5,000万円を上限とし、補助対象経費の1分の1以内とします。

3 募集期間

令和7年2月20日（木）から令和7年3月18日（火）まで

※募集期間終了後に応募書類について、専門家で構成する「大阪府都市緑化を活用した猛暑対策有識者会議」において意見を聴取した上で、審査を行い、予算の範囲内で事業採択を行います。

4 補助対象者

補助対象者（応募事業者）は、大阪府内の市町村、民間事業者、複数の民間事業者等により構成される団体（以下、「共同団体」という。）です。なお、次に掲げる者は応募できません。共同団体で参加する者にあっては、構成員のうち一部の者が次に掲げる者であれば応募できません。

- ① 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- ② 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者
- ③ 宗教活動や政治活動を目的にしている者
- ④ 大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号）第2条第2号のイからハのいずれかに該当する者

5 募集条件

(1) 事業実施場所

多くの府民等、不特定多数の人が集まる駅前広場、駅周辺、観光スポットで暑熱環境の改善が必要とされる場所であること。駅前広場及び駅周辺の場合は、駅の1日の乗降者数は5万人以上又は2025年大阪・関西万博会場へのシャトルバス発着場のある駅であること、観光スポットについては年間利用者数が30万人以上であること。

(2) 整備する設備

整備する設備は、次の①～⑥の全てを満たしていること。

- ① 都市緑化（地上部緑化、建築物緑化）と暑熱環境改善設備を1設備以上含めること。
なお、暑熱環境改善設備は以下のとおりです。
 - ア 日除けの設置（日光の直射を遮る対策）
 - イ 微細ミスト発生器の設置（清浄な水を微細な霧状に噴霧することにより、気化熱を利用して装置周辺の気温や体感温度を低減する対策）
 - ウ 打ち水ルーバーの設置（ルーバーフェンスの上部から水を流すことにより、気化熱を利用して表面温度を下げるとともに、装置周辺の気温や体感温度を低減する対策）
 - エ 遮熱性塗料の塗布・遮熱性フィルムの貼付（日除け等の日射反射率を高める対策）
 - オ 再帰性フィルムの貼付（建物の窓や壁面に当たる日射の一部を上空に反射させることにより、地上の歩行者への反射日射を抑制する対策）
 - カ 保水性ブロックの設置（気化熱を利用して路面等の温度上昇を抑制・冷却する対策）
 - キ 遮熱性舗装の設置（路面に当たる日射の一部を上空に反射させることにより、路面の温度上昇を抑制する対策）
 - ク その他暑熱環境改善効果のある設備（環境汚染を発生させるおそれのないもの）
- ② 都市緑化は、条例の趣旨に則して、ヒートアイランド抑制など緑の有する公益的機能を維持増進し、暑熱環境の改善に資するものであること。
- ③ 都市緑化が地上部緑化の場合、原則、プランターによる緑化は不可とし、地植えによる樹木植栽であること。
- ④ 都市緑化に要する経費（植栽経費、植栽基盤整備費等ほか植栽実施に不可欠と判断される経費）は、補助対象経費の10%以上であること。
- ⑤ 事業計画については、緑化計画に係る公的資格であるランドスケープアーキテクト（RLA）を有した者、1級造園施工管理技士の資格を有した者、または申請と同規模程度の緑化計画立案の実績がある者が作成又は監修したものであること。
- ⑥ 事業を実施する場所には、日射を防ぐ対策を講じること。ただし、既存の緑陰や日除けがある場合は、この限りでない。
- ⑦ 十分な暑熱環境の改善効果が図られるよう、整備する都市緑化及び暑熱環境改善設備が、環境省が策定する「まちなかの暑さ対策ガイドライン」に記載されている内容に適合していること。

※「まちなかの暑さ対策ガイドライン 令和4年度部分改訂版」(令和5年3月 環境省)

https://www.env.go.jp/air/life/heat_island/machi_guidelineR04_00001.html

(3) 良好な景観形成への寄与

事業実施場所の景観法第7条に規定する景観行政団体が定める景観計画に適合した良好な景観形成に資すること。

(4) 関係機関等との事前協議・調整

施設管理者や交通管理者との協議、周辺の店舗等との事前調整、地域の景観への配慮並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び大阪府福祉のまちづくり条例等への適合など、関係機関等との事前協議・調整が整っている、又は整う見込みであること。

(5) 維持管理・運営体制

整備した設備により、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる耐用年数の期間（以下「耐用年数の期間」という。）、継続して夏の暑熱環境の改善

に取り組むこととし、そのために必要な持続的な維持管理・運営の体制が確立されていること。

(6) 補助対象経費の額

整備する設備に対して適正な金額となっていること。

(7) 設備の整備期間

暑熱環境改善設備については、概ね熱中症の危険が高まる時期までに完了し府の部分検査を受けて供与開始できるものとし、緑化を含めた全体の整備については令和8年3月6日(金)までに施工を完了すること。

(8) 看板等の設置

条例に基づく財源を活用して整備したことを表示した看板等を設置すること。

(9) 供用状況の報告

整備した設備の供用状況を、耐用年数の期間、各年度の9月末までに知事に報告すること。

(10) 暑熱環境改善効果等の報告

整備した設備について、整備完了後初めての9月末までに次の項目について知事に報告すること。

① 定点での暑さ指数（W B G T）の測定結果

- 専用の測定器により、暑熱対策を行った対策実施地点と対策を行っていない基準地点の暑さ指数（W B G T）の計測を複数回実施し比較すること
- 対策実施地点の値は基準地点の値より2.0°C低いことが確認されるまで計測を行うこと
※暑さ指数（W B G T）の計測にあたっては、大阪府が示す手順に基づき、大阪府と事前調整すること。

② 利用者へのアンケート調査結果

(整備した設備の利用者へのアンケート調査の結果)

※アンケート調査の実施にあたっては、大阪府が別途示す手順に基づき、大阪府と事前調整すること。

③ 定点での緑視率の測定結果

(事業実施場所における整備前と整備後の緑視率の測定結果)

- 緑視率の測定については、供用状況の報告と同じく、耐用年数の期間、各年度の9月末までに知事に報告すること。
※緑視率の測定にあたっては、大阪府が示す手順に基づき、大阪府と事前調整すること。

(11) 猛暑対策事業により整備した設備の利用促進

整備した設備が、より多くの府民や来阪者などに利用されるよう 広報を行うなど利用促進策を講じること。

(12) 熱中症の発症リスク軽減に向けた独自の取組みの実施

熱中症予防策の普及啓発など、熱中症の発症リスク軽減に向けた補助事業者独自の取組みを実施すること。

6 補助対象経費

猛暑対策事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定以降に、契約、発注、購入等を行い、かつ設計積算書や見積書等の書類によって金額が確認できる、次に掲げる経費を補助の対象とします。（ただし、補助事業者的人件費及び振込手数料は含みません。）

補助対象経費	内 容
工事費	<p>暑熱環境改善のために必要な工事等に要する経費 ※法令等により義務付けられた緑化部分の整備に係る費用については対象外となります。</p> <p>■本工事費 <直接工事費> 　　材料費、労務費、直接経費 <間接工事費> 　　共通仮設費、現場管理費、一般管理費 ■機械器具費</p> <p>■計画作成、デザイン、測量・設計及び試験費 (実施設計及び上屋等の建築確認申請に要する費用を含む。)</p>
広報費	猛暑対策事業の広報に必要な備品や消耗品購入費、印刷費等 (条例に基づく財源を活用して整備したことを表示した看板等の購入・設置やチラシの印刷に係る経費等)

7 事業への応募にあたっての留意事項

- (1) 計画作成、デザイン、測量・設計及び試験費の費用が発生する場合は、その見積経費を計上し、明細書に記載すること。
- (2) 植栽の基盤を整備する場合は、事業計画書の「5 申請事業の内容 (1) 都市緑化について①」欄及び図面にその構造を記載するとともに、人工土壌や土壌改良剤の種類・割合についても記載すること。
- (3) 植栽基盤図面には、必ず断面図を明記すること。
- (4) 別紙「灌水計画書」に灌水設備の配置・構造図を記載するとともに、設備の運用手法について記載すること。
- (5) 事業費の積算が概算であったとしても、緑化にかかる樹木については必ず見積りを取得し、その見積書を添付すること。

8 事業実施の流れ

(1) 事業への応募～補助金交付決定通知書の受理

事業時期	内 容
令和7年2月20日（木）～ 令和7年3月18日（火）	○事業（令和7年度募集）への応募書類の提出
令和7年3月下旬～4月初旬	○応募に対する府からの結果通知（採択決定・不採択決定）の受け取り ※ 当該採択決定は、令和7年度補助事業案件となります。 令和7年度の予算は令和7年3月の議会承認後に確定します。 そのため、議会にて否決された場合、本案件は取止めとなります。
補助事業（令和7年度募集）への応募に対する府からの結果通知（採択決定・不採択決定）受け取り後	○補助金の交付申請 (大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金交付要綱 (以下「要綱」という。) 様式第4号、第5号、第6号) * 要綱第7条第2項に規定する採択決定を受けた場合 に、補助金の交付の申請をすることができます。 ○府からの補助金交付決定通知書の受け取り (要綱様式第8号) * 事業着手は原則として、交付決定通知書の受け取り後 としてください。

(2) 設備等の整備～府への報告

事業時期		内 容
令和7年度	(交付決定通知書受取り後)	○都市緑化及び暑熱環境改善設備の整備実施
	(事業完了後 30 日以内)	○実績報告（要綱様式第 11 号）の提出及び整備した設備の整備状況等の府への報告 (要綱様式第 12 号) * 府による整備状況の確認（完成検査）
	実績報告書提出後	○補助金確定通知書（要綱様式第 13 号）の受け取り ○補助金確定通知書の受け取り後、補助金の請求 (要綱様式第 14 号)
令和8年度	7月～8月末頃 (※7月下旬から8月中旬頃に実施)	○整備した設備の供用開始 * 供用状況の確認に向け、供用状況がわかる資料（写真等）の収集をお願いします。 ○定点での暑さ指数（W B G T）測定※ * 夏・昼間・晴天時に測定をお願いします。 ○利用者へのアンケート調査※ * 夏・昼間・晴天時に測定をお願いします。 ○定点での緑視率の測定 ○整備した設備の利用促進の実施 ○その他、熱中症予防策の普及啓発など、熱中症発症リスクの軽減策への独自の取組みの実施
	9月	○府に対し、以下の報告書を提出 ・大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業供用状況等報告書（要綱様式第 15 号） ・大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業暑熱環境改善効果等報告書（要綱様式第 16 号） ・定点での暑さ指数（W B G T）測定結果 ・利用者へのアンケート調査結果 ・定点での緑視率の測定結果 ・整備した設備の利用促進の実施状況 ・その他、熱中症予防策の普及啓発など、熱中症発症リスクの軽減策への独自の取組みの実施状況

9 応募の手続き

猛暑対策事業に関する応募手続等は、以下のとおりです。

本募集要領の内容を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 募集要領の配布方法及び応募書類の受付

① 募集要領配布方法

大阪府ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120030/midorikikaku/shinrinkankyozei/r7boshu.html>

からダウンロードしてください。(郵送による配布は行いません。)

② 応募書類受付期間

令和7年2月20日（木）から令和7年3月18日（火）まで（必着）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで）

③ 応募書類提出方法

事前に下記問い合わせ先に電話でご連絡いただき、下記受付場所までご持参の上提出してください。

④ 受付場所

大阪府 環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課 都市緑化・自然環境グループ

郵便番号：559-8555

所在地：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)22階

電話番号：06-6210-9558

⑤ 費用の負担

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。

⑥ 提出における留意点

提出書類持参の際に内容確認のためヒアリングを実施します。ヒアリングは応募書類とともに実施いたしますので、ご提出いただく応募書類と同じものをお手元にご用意ください。

(3) 応募書類

下記①から⑤の書類を提出してください。

① 大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業への応募について（別添応募様式）

：正本1部、副本1部

② 滝水計画書（別添付属様式）：正本1部、副本1部

③ 事業計画書（要綱様式第1号）：正本1部、副本1部

④ 共同団体で応募する場合

共同団体届出書（要綱様式第2号）：正本1部、副本1部

⑤ 誓約書（要綱様式第3号）：正本1部、副本1部（応募事業者が、市町村の場合には不要）

※ なお、補助事業の採択後、補助金の交付申請時には要綱第8条に基づき以下の書類の提出を求めます。ただし、下記才、力の書類については、応募事業者が市町村の場合には不要とします。

- ア 交付申請書（要綱様式第4号）
- イ 事業計画書（要綱様式第1号）
- ウ 導入（予定）施設が自らの所有物であることを確認できる書類（自らが所有する施設でない場合、導入（予定）施設の所有者に同意を得たことがわかる書類）
- エ 納税証明書（未納がないことの証明：発行日から3ヶ月以内のもの）
 - ・ 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
(大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するもの)
 - ・ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- オ 要件確認申立書（要綱様式第5号）
- カ 暴力団等審査情報（要綱様式第6号）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。

なお、応募書類は本件に係る補助事業の採択のためにのみ使用し、他の目的には使用しません。

(4) その他

- ① 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれをA4ファイルに綴って提出してください。
- ② 表紙及び背表紙には、実施場所と応募事業者名を記入してください。

＜記入例＞

- 「令和7年度 都市緑化を活用した猛暑対策事業 応募書類一式（実施場所）<事業者名>」
- ③ 書類提出後の差し替えは認めませんが、大阪府が修正や追加提出等を求める場合は提出してください。また、その際は電子データによる提出でも問題ございません。

10 補助事業採択の考え方

多くの府民や来阪者が駅前広場等での暑熱環境の改善の効果を受益できるように、有識者で構成する外部組織を設置し、提出された事業計画書等について意見を聴取した上で、審査を行い予算の範囲内で事業を採択します。

なお、意見聴取を想定している項目は以下のとおりです。

- 暑熱改善効果（暑熱環境改善効果が期待できる計画となっているか）
- 公益性（事業予定地が、より多くの府民が事業効果を享受できる立地であるか）
- 緑量（高木（5m以上目安）植栽を中心とした緑量の多いものとなっているか、または、高木以外についても緑量の確保ができているか）
- 配置・デザイン性（スペースの利用、配置やデザインに工夫がされているか）
- 整備費用（費用について十分に検証され、市場価格等から勘案して適切な内容となっているか）

11 問い合わせ先

大阪府環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課 都市緑化・自然環境グループ

郵便番号：559-8555

所在地：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階

電話番号：06-6210-9558 ファクシミリ番号：06-6210-9551

E-mail : midorikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp